

石巻市職員の人事行政運営などのあらまし

本市職員の人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにご理解いただくため、職員の任免、給与の状況、勤務時間、処分、休暇などの状況について、そのあらましをお知らせします。

なお、詳細なデータにつきましては、市のホームページに掲載していますので、あわせてご覧ください。

問 人事課(内線218)

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用者の状況

平成17年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

- ア 一般行政職 7人(保健師1、看護師1、栄養士1、保育士4)
- イ 医療職 39人(医師9、看護師26、薬剤師1、診療放射線技師1、臨床工学技士1、臨床検査技師1)

(2) 職員の退職に関する状況

平成17年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

(単位:人)

定年退職	勤奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
31	16	22	0	2	1	72

(3) 昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

(単位:人)

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主任級	主任労務級	合計
9	22	31	36	28	91	12	229

(4) 再任用の状況

職員の再任用は、実施していません。

(5) 身体障害者の任用状況(平成17年4月1日現在)

平成17年4月1日現在任用されている身体に障害のある職員の状況は、次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特別障害者数	合計
1,232人	9人	8人	17人

※特別職を除く。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例などで定めています。

(1) 勤務時間、休息・休憩時間の状況(平成17年4月1日現在)

- ア 1週間の勤務時間 40時間
- イ 開始時刻 午前8時30分
- ウ 終了時刻 午後5時15分
- エ 休憩時間 正午～午後12時45分
- オ 休息時間 午後12時45分～1時、午後3時～3時15分

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成17年中)

区分	平均取得日数
市長部局	9.60日
教育委員会事務局	10.41日
その他	9.93日
合計(平均)	9.73日

(3) 時間外勤務および休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	210,834時間
職員1人当たり時間外・休日勤務時間数	122.94時間

(4) 病欠休暇 職員が疾病にかかり、または負傷を受け、そのための療養をするときは、療養のための休暇を取得することができます。

(5) 特別休暇 結婚、出産、親族の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(6) 育児休業取得の状況(平成17年度に取得したもの()内は、前年度から引き続くもの)

育児休業取得者数	部分休業取得者数
40人(27人)	1人(1人)

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合などにおいて、公務能率の維持および適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

平成17年度の分限処分は、次のとおりです。

- ア 降任 1人(職に必要な適格性を欠く場合として)
- イ 休職 14人(心身の故障 13人、刑事事件起訴 1人)

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

平成17年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

- ア 減給 11人(法令違反)
- イ 停職 1人(全体の奉仕者としてふさわしくない非行)
- ウ 免職 2人(法令違反)

4 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 定期健康診断、人間ドック、各種がん検診、VDT検診などを実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償基金宮城県支部に加入。発生12件(認定12件、うち公務災害12、通勤災害0)

5 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成17年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成16年度の 人件費率
169,587人	68,509,022千円	547,690千円	14,259,932千円	20.8%	23.7%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成17年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,597人	6,220,590千円	1,234,678千円	2,528,607千円	9,983,875千円	6,252千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含みません。

(3) 平成18年度給与と独自削減の状況

- ① 特別職および教育長
・市長10%、助役、収入役および教育長7%の給与カット
- ② 一般職
・課長級から部長級5%給料カット、主任主事級から課長補佐級および主任労務職4%の給料カット
・主事級および労務職3%の給料カット
・管理職手当一律10%カット

(4) 職員の初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	石巻市		国
	決定初任給	採用2年経過 過給料額	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	短大卒	151,000円	151,000円
	高校卒	138,400円	138,400円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	主査・主任主事	課長補佐	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	50人	71人	346人	128人	198人	124人	31人	18人	966人
構成比	5.2%	7.3%	35.8%	13.3%	20.5%	12.8%	3.2%	1.9%	100.0%
(下段は1年前)	6.3%	9.1%	33.8%	15.7%	19.5%	12.1%	2.3%	1.2%	

※1 石巻市の給与と条例に基づく給料表行政職の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 昇給期間短縮の状況 (平成17年度)

区分	合計	行政職	労務職
職員数 (A)	1,643人	1,364人	279人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	92人	76人	16人
比率(B)/(A)	5.6%	5.6%	5.7%

※医療職、教育職(高校教諭、幼稚園教諭)を除きます。

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成18年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
328,700円	385,400円	43歳1月	292,100円	319,900円	45歳11月

(注) 平均給与月額には、給料のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などを含みます。

(8) 職員手当の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	支給実績(平成17年度決算)等	1人当たり平均支給額(平成17年度)	国の制度との同異	備考
期末・勤勉手当	—	1,583,900円	同	
退職手当	—	自己都合等16,883千円 勲奨・定年24,091千円	同	※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
地域手当	2,297,833円	191,486円(決算額)	同	医師11%、仙台市在勤職員4%
特殊勤務手当	—	107,248円 (手当支給職員数割合24.87%)	異 (手当種類15種)	※石巻市立病院、雄勝病院および牡鹿病院を除きます。
扶養手当	配偶者13,500円、配偶者以外の親族2人まで6,000円、配偶者がいない職員の扶養親族1人11,000円、その他扶養親族5,000円		同	
住居手当	・月額23,000円以下の家賃の場合 家賃月額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1(限度額16,000円)に11,000円を加算した額		同	
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額55,000円 ・交通用具利用者(片道2km以上) 2,000円~24,500円		同	
時間外勤務手当	593,785千円 (平成16年度 377,481千円)	339千円 (平成16年度 203千円)	同	※石巻市立病院、雄勝病院および牡鹿病院を除きます。

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	給料月額等
市長	1,002,000円 [901,800円]
助役	813,000円 [756,090円]
収入役	718,000円 [667,740円]
議長	546,000円 [526,000円]
副議長	482,000円 [462,000円]
議員	445,000円 [425,000円]
期末手当	(支給割合) 6月期 1.60月 12月期 1.70月 計 3.30月 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有
退職手当	(算定方式) (支給時期) 100分の44×在職月 任期毎に支給 100分の26×在職月 任期毎に支給 100分の23×在職月 任期毎に支給

(注) [] 内は、独自削減後の金額です。

(10) 職員数の状況 (部門別職員数の状況と主な増減理由)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政職	議会	12	12		
	総務	328	325	△ 3	組織の統合・再編による減員等
	税務	102	96	△ 6	組織の統合・再編による減員等
	民生	326	317	△ 9	組織の統合・再編による減員等
	衛生	178	181	3	保健・衛生業務充実による増員等
	労働	5	5		
	農林水産	81	71	△ 10	組織の統合・再編による減員等
	商工	29	31	2	商工振興強化による増員等
	土木	122	118	△ 4	組織の統合・再編による減員等
	小計	1,183	1,156	△ 27	
特別行政職	教育	414	405	△ 9	事務の統廃合による減員等
警察	1	1			
消防	415	406	△ 9		
公営企業等	病院	283	278	△ 5	欠員不補充による減員等
水道	7	6	△ 1	欠員不補充による減員等	
下水道	58	56	△ 2	組織の統合・再編による減員等	
その他	86	85	△ 1	組織の統合・再編による減員等	
小計	434	425	△ 9		
合計		2,032	1,987	△ 45	
		[2,078]	[2,078]	[-]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [] 内は、条例定数です。